○農林水産省告示第千五百四十三号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十九年十月十一日

農林水産大臣　齋藤　健

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分を削る。

改正後	改正前
（削る）	長北家畜市場
（削る）	全国農業協同組合連合会
（削る）	山口県阿武郡阿武町

○海上保安庁告示第四十二号

航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第十五条、港則法施行規則（昭和二十三年運輸省令第二十九号）第八条の二及び第二十条の五並びに海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第八条第一項及び第二十三条の四の規定に基づき、塩浜船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十月十一日

海上保安庁長官　中島　敏

塩浜船舶通航信号所に関する告示等の一部を改正する告示

（塩浜船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第一条　塩浜船舶通航信号所に関する告示（昭和四十八年海上保安庁告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
位置	位置
所在地	所在地
北緯	北緯
東経	東経
三五―二七―〇二	三五―三〇―三五
一三九―三八―一四	一三九―四五―一二
通信事項	通信事項
一　無線電話による場合	一　無線電話による場合
イ　（略）	イ　（略）
ロ　（略）	ロ　（略）
（削る）	ハ　塩浜における視程の状況
ハ　通報事項の項各号に掲げる事項	ニ　通報事項の項各号に掲げる事項
二　（略）	二　（略）

（東京十三号地船舶通航信号所に関する告示の一部改正）

第二条　東京十三号地船舶通航信号所に関する告示（昭和五十五年海上保安庁告示第百二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
位置	位置
所在地	所在地
北緯	北緯
東経	東経
三五―二七―〇二	三五―三七―一三
一三九―三八―一四	一三九―四六―一九